

# 環境法政策レポート



CONTENTS	「環境法政策を読む」	・・・ 1
	2016年7月25日から2016年9月1日までに公布された主な環境法令	・・・ 3
	2016年7月25日から2016年9月1日までに公表された今後施行を予定されている主な環境法令	・・・ 4
	2016年7月25日から2016年9月1日までの主な行政情報	・・・ 4
	2016年7月25日から2016年9月1日までの主な裁判情報	・・・ 8
	2016年7月25日から2016年9月1日までの主なニュース	・・・ 8

## 「環境法政策を読む」 廃棄物処理制度見直し 4

中央環境審議会循環型社会部会廃棄物処理制度専門委員会  
第5回

循環型社会形成の一層の推進に向け、廃棄物の排出抑制や適正な処理等に関する事項等について、必要な検討を行う審議が進められており、9月1日第5回では、ヒアリング結果等を踏まえて論点整理と、論点のうち「廃棄物の適正処理の更なる推進」に向けての各論点について議論を深めるための検討が行われた。

### □ 廃棄物処理政策における論点整理（案）（概要）

#### II. 廃棄物処理政策において検討すべき論点

##### 1. 廃棄物の適正処理の更なる推進

###### (1) 廃棄物の不適正な取扱い未然防止策強化

ア 産業廃棄物の処理状況の透明性の向上

イ マニフェストの活用

ウ 廃棄物を排出する事業者の責任の徹底

###### (2) 廃棄物の不適正な取扱いに対する対応の強化

###### (3) 廃棄物処理における有害物質管理の在り方

###### (4) その他

##### 2. 健全な資源循環の推進

###### (1) 廃棄物等の越境移動の適正化に向けた取組

ア バーゼル法との「すきま」の解消

イ バーゼル法との二重手続の改善等

###### (2) 優良な循環産業の更なる育成

ア 優良産廃処理業者認定制度の見直し

イ 廃棄物処理に関する優良な人材の育成

## 「環境法政策を読む」 廃棄物処理制度見直し 4

ウ 廃棄物処理業者の取引条件の改善

(3) 廃棄物等の健全な再生利用・排出抑制等の推進に向けた取組

### 3. その他

(1) 廃棄物処理分野における地球温暖化対策の強化

(2) 廃棄物処理法に基づく各種規制措置等の見直し

(3) 地方公共団体の運用

(4) 少子高齢化・人口減少社会を見据えた対応

## □ 廃棄物処理制度における論点の検討 その1 (概要)

### 1. 廃棄物の適正処理の更なる推進

(1)	廃棄物の不適正な取扱い未然防止策強化	
ア	産業廃棄物の処理状況の透明性の向上	
イ	マニフェストの活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マニフェストの虚偽記載等の防止</li> <li>・電子マニフェストの普及拡大</li> </ul>
ウ	廃棄物を排出する事業者の責任の徹底	
(2)	廃棄物の不適正な取扱いに対する対応の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;許可の取消しに伴う措置&gt;</li> <li>&lt;処理困難通知&gt;</li> </ul>
(3)	廃棄物処理における有害物質管理の在り方	<ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;情報提供&gt;</li> <li>&lt;処理基準等&gt;</li> </ul>
(4)	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;適正な処理が困難な廃棄物等の処理&gt;</li> <li>&lt;廃棄物処理施設設置許可等&gt;</li> </ul>

#### 【委員からの意見等】

- 排出者責任の徹底のためには、零細な事業者に対して手を打つべきで、都道府県の指導が重要。
- 廃棄物処理手数料が仲介者を経ず、直接排出者から処理業者に支払われるようにすべき。
- 排出者責任を果たしていることを事業者が公表し、それを社会が評価する仕組みが要るのではないか。
- 製造事業者が、製品の廃棄段階まで自らの責任の範囲と認識することが重要。

#### ■ 事業者における留意点

本年1月に発覚した食品廃棄物の不適正な転売事案を受けて環境省が策定した再発防止策には、食品廃棄物の排出から処理に至るフロー管理の強化の観点から、監視体制の強化を通じた透明性と信頼性の強化、廃棄物処理業者による状況の積極的な公開、及び排出事業者責任に基づく必要な措置について改めて周知徹底を図るため、チェックリストを作成し、都道府県等から関係事業者に対してその活用を推進する、といった対策が盛り込まれている。廃棄物の適正処理の更なる推進のための取組に、これらの対策を拡大していく方針が示されている。事業者として、電子マニフェストの普及を含め、情報提供の徹底を目指しての議論の方向性に注視していく必要がある。